

6 公社長浄第 29 号
令和 6 年 11 月 29 日

公益社団法人 長野県宅地建物取引業協会
会長 清澤 進 様

公益社団法人 長野県浄化槽協会
会長 西澤 正隆



不動産の売買等における浄化槽法に伴う届出等の説明の周知について（依頼）

時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素から当協会のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

公益社団法人 長野県浄化槽協会は、浄化槽法第 57 条第 1 項に基づき県知事から浄化槽の法定検査を実施する検査機関として指定されている県内唯一の機関です。

さて、建物に付随する浄化槽の管理者（所有者）には、浄化槽法で適正な維持管理「①保守点検（法第 10 条） ②清掃（法第 10 条）③法定検査（法第 7 条、第 11 条）」が義務付けられています。

このため浄化槽管理者が変更される際に、新しい管理者に対して浄化槽の状態や管理方法について適切に説明することが求められています。しかしながら、浄化槽の新管理者（新所有者等）は、浄化槽法で義務付けられている「浄化槽管理者変更報告書」を 30 日以内に市町村に提出する事例は極めて稀な状況です。

つきましては、長野県宅地建物取引業協会におかれましては、貴協会員の皆様に、浄化槽の設置が確認される物件の売買・賃貸の場合には、浄化槽法に基づく届出及び検査義務を含む適正な維持管理について、購入者や賃借人に説明していただきますよう、周知のほどをよろしくお願い申し上げます。

もしご希望があれば、貴協会の研修会開催時等にご説明にあがる所存です。

公益社団法人 長野県浄化槽協会

事務局長 荒井 孝

〒380-8670 長野市大字南長野字幅下 692-2 長野県庁内

Tel : 026-234-7637 Fax : 026-233-4864

E-mail:njoukaso@dia.janis.or.jp